

小松島市災害時協力井戸の登録等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大規模な災害の発生により、供給が困難となるおそれのある生活用水を確保するため、個人や事業所等（以下、「所有者等」という）が所有する井戸を地域住民等に提供する災害時協力井戸の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活用水 飲用以外のトイレ、掃除、洗濯等に使用する水をいう。
- (2) 災害時協力井戸 災害時に生活用水を市民に提供可能な井戸として市に登録されたものをいう。

(災害時協力井戸の要件)

第3条 災害時協力井戸は、次の各号に掲げる要件の全てに適合するものでなければならない。

- (1) 市内に所在するものであること。
- (2) 現に利用され、今後も継続的に使用が可能なものであること。
- (3) 災害時に無償で地域住民等に井戸水を提供することができること。
- (4) 安全に取水でき、生活用水としての利用が可能な水質であること。

(利用条件)

第4条 災害時に災害時協力井戸を利用しようとする者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 災害時協力井戸の利用は、災害等による上水道の断水時に限られること。
- (2) 災害時協力井戸の利用は、所有者等の承諾が得られた場合を除き、日中に限られること。
- (3) 災害時協力井戸の利用は、所有者等の協力によるものであることに留意し、その意に反する利用をしないこと。
- (4) 井戸水を利用して何らかの被害を受けた場合でも、市及び所有者等はその責めを負わないこと。
- (5) 所有者等から災害時協力井戸に関する管理運用上の指示を受けた場合には、その指示に従うこと。
- (6) 井戸水は、飲用及び調理用以外の生活用水として利用すること。

2 市長は、災害時に災害時協力井戸を利用しようとする者に対し、前項各号に掲げる事項の周知を図るものとする。

(登録の申出)

第5条 災害時協力井戸として登録を受けようとする所有者等は、災害時協力井戸登録申請兼承諾書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(登録可否の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申出があった場合、必要な調査を行い、登録の可否を決定したのち、速やかに所有者等に、小松島市災害時協力井戸登録決定等通知書（様式第2号）を送付しなければならない。

(登録の期間)

第7条 災害時協力井戸の登録期間は、前条の規定による登録決定の通知があった日から当該日の属する年度の末日までとする。

2 前項の登録期間は、所有者等から更新をしない旨の申出があった場合、又は次条により登録を解除した場合を除き、当該登録期間は、更に1年間延長するものとし、その後において登録期間が満了したときも、また同様とする。

(登録の解除)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、災害時協力井戸の登録を解除できるものとする。

(1) 所有者等から災害時協力井戸登録解除申請書（様式第3号）により災害時協力井戸の登録の解除の申出があったとき。

(2) 第3条に規定する災害時協力井戸の要件に適合しなくなったとき。

(3) その他、市長が災害時協力井戸として登録することが適当ではないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により災害時協力井戸の登録を解除したときは、災害時協力井戸登録解除決定通知書（様式第4号）により、当該所有者等に通知するものとする。

(登録の管理)

第9条 市長は、災害時協力井戸台帳（様式第5号）において、災害時協力井戸の状況を管理しなければならない。

(登録の公表)

第10条 市長は、所有者等の同意がある場合に限り、災害時に地域住民等が円滑に災害時協力井戸を活用できるよう、当該井戸の所在地等を公表できるものとする。

(飲用水への転用)

第11条 市長は、災害時に災害時協力井戸を飲用水に転用しようとする場合は、水道法第20条第3項による厚生労働大臣の登録を受けた検査機関において、災害の発生後に実施する水質検査を必要とするものである。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に「小松島市災害時井戸水提供に関する協定」により井戸水提供の家として登録された井戸は、この要綱により、新たに災害時協力井戸として登録されたものとみなし、現協定については解除する。